

身体障害者用自運転免許証取得事業補助金のご案内

【要件等】

- 身体障害者手帳をもつ本人が運転免許証の取得に直接要した経費が対象です。(運転免許証の取得ができた場合で、自動車教習所に納付した額に限ります)
- 補助金は要した費用の1/2です。「上限額100,000円」
- 本人及びご家族の所得を確認させていただきます。(所得制限有り)
詳細については飯田市役所 福祉課 (Tel: 0265-22-4511 (内線 5715)) までお問い合わせください。

【申請手続き】

- ① 「身体障害者用自動車改造事業等補助金交付申請書」を記入していただき、下記の書類を添付して、飯田市役所 福祉課へ提出してください。

※ 必ず入校手続き前に申請してください。 手続き後の申請は対象になりません。

- ・教習費用の見積書など、教習にかかる費用のわかるもの
- ・身体障害者手帳のコピー

…審査後、福祉課から決定通知書と実績報告書をお送りします。
決定通知書が届いてから、入校手続きを進めてください。

- ② 決定通知書が届きましたら、教習を進めて下さい。
教習後、免許の取得ができましたら、「身体障害者用自動車改造事業等実績報告書」へ記入いただき、運転免許証取得に要した費用の領収書(原本)・運転免許証のコピーを添付して飯田市役所 福祉課へ提出してください。

…審査後、福祉課から確定通知書、請求用紙をお送りします。

- ③ 定通知書と「身体障害者用自動車改造事業等補助金交付請求書」が届きましたら、請求書に必要事項を記入していただき、飯田市役所 福祉課へ提出してください。

…後日、指定口座に補助金を振り込みます。

<問い合わせ先>

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地

飯田市役所 福祉課障害福祉係 Tel 22-4511 (内線 5715)